

令和6年度 公文書開示（1月決定分）

[illegible]

令和6年度 公文書開示（1月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
7	R6. 11. 18	R7. 1. 17	英語科教員等対象説明会の開催について(依頼)説明会資料	54		1					1				1				【動画配信及び視聴確認のURL】 ・公にすることにより業務に関係のないアクセスが増えるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【事業者担当部署名】 ・事業者の担当部署名は、試験の運営に係る情報であり、試験の制度設計に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【事業者担当者氏名】 ・事業者の社員名は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため（東京都情報公開条例第7条第2号） 【Y1及びY2の解答例の一部】 ・実際の生徒の解答を基に記載した内容であり、当該情報を公にすることにより、生徒・保護者・中学校等の関係者からの信頼が損なわれ、今後スピーキングテスト事業への協力を得ることが困難となり、同事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
8	R6. 12. 19	R7. 1. 17	・●●に決定した「●教人勤第●号」の「若手教員を支える体制の構築のため、中堅教師やベテラン教師に相談できる体制の整備に向けた、校内での組織的な支援体制の充実」について、都教委が都立学校（高・特支）に全体的又は個別の都立学校に具体的に通知した文書（文科省からの9月30日の通知で●●さんにメールしたものは対象外とする）。 ・●年●月●日（●）●：●に●●教委に文科省の働き方改革の振り返りシートに関し案内したメール ・都立学校校長連絡会と区市指導室課長会の2024年1月以降本日までの次第と配布資料のうち、卒入式及び周年行事の●●と、令和6年9月30日付6文科初第1293号に関連した働き方改革に関する資料一式 上記のうち、都立学校校長連絡会と区市指導室課長会における令和6年9月30日付6文科初第1293号に関連した働き方改革に関する配布資料					1											当該公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため。	教育庁人事部勤労課
9	R7. 1. 7	R7. 1. 20	・令和6年度 第1回考查 情報Ⅰ 東京都立国立高等学校情報科 問題、解答及び解答用紙 ・令和6年度 第3回考查 情報Ⅰ 東京都立国立高等学校情報科 問題、解答及び解答用紙				1								1				定期試験は生徒の学習到達度を測ることを目的としているところ、問題、解答及び解答用紙が公になり分析が可能となることで、出題傾向に特化した学習が可能となり、公平な定期試験の実施による生徒の学習到達度の正確な把握が困難となり、今後の学習指導等に支障を及ぼすおそれがあるため。また、定期試験の問題、解答及び解答用紙を公にすることにより、学校や教員に対する生徒や保護者からの信頼が失われ、学校運営に重大な支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）。	都立国立高等学校
10	R7. 1. 7	R7. 1. 21	2023年度以前に都立町田高校において実施された「情報科」に関する●●が作成した定期試験の問題、解答解説、解答用紙					1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	都立町田高等学校

令和6年度 公文書開示（1月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
11	R7.1.7	R7.1.21	・令和6年3月28日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和5年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況― 調査対象621校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校 ・令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況― 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校 ・令和4年3月24日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和2年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況― 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	39	1															教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課
12	R7.1.7	R7.1.21	・令和3年3月25日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和2年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況― 調査対象623校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた578校 ・令和2年3月26日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和元年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況― 調査対象623校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた579校 ・平成31年3月28日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成30年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況― 調査対象624校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた574校 ・平成30年3月22日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成29年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況― 調査対象625校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた573校 ・平成29年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成28年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況― 調査対象626校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた576校					1											対象文書の保存期間が超過したことに伴い廃棄しており、存在しないため。	教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課

令和6年度 公文書開示（1月決定分）

[illegible]

令和6年度 公文書開示（1月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
18	R6. 11. 28	R7. 1. 27	・ 令和6年度東京都公立学校教員採用候補者選考（7年度採用）の面接評定票 ・ 令和6年度東京都公立学校教員採用候補者選考（7年度採用）の実技評定票	9		1									1				【評定票のⅠにおける上表、「評価規準」の内容、項目の一部とその内容、 「備考」の内容、Ⅱにおける全項目、Ⅲにおける評価の段階に関する記載を除く全項目】 当該情報は、公にされることにより、教員採用候補者選考に係る事務に関し、 評価、判断、その他の事務の過程、若しくは基準が明らかになるおそれ又は公 平な判断に支障が生じ、公平かつ円滑な事務に支障をきたすため。 【評定票における「評価の観点」、項目の一部とその内容】 当該情報は、公にされることにより、教員採用候補者選考に係る事務に関し、 評価、判断、その他の事務の過程、若しくは基準が明らかになるおそれ又は公 平な判断に支障が生じ、公平かつ円滑な事務に支障をきたすため。	教育庁人事部選 考課
19	R6. 11. 28	R7. 1. 27	・ 令和6年度東京都公立学校教員採用候補者選考（7年度採用）の面接要領 ・ 令和6年度東京都公立学校教員採用候補者選考（7年度採用）の実技試験審 査要領 ・ 令和6年度東京都公立学校教員採用候補者選考（7年度採用）の論文評価基 準 ・ 令和6年度東京都公立学校教員採用候補者選考（7年度採用）の成績表 ・ 令和6年度東京都公立学校教員採用候補者選考（7年度採用）一次選考及び 二次選考の判定基準				1								1				当該情報は、公にされることにより、教員採用候補者選考に係る事務に関し、 評価、判断、その他の事務の過程、若しくは基準が明らかになるおそれ又は公 平な判断に支障が生じ、公平かつ円滑な事務に支障をきたすため。	教育庁人事部選 考課
20	R6. 11. 28	R7. 1. 27	・ 点数一覧表（受験者の平均点） （筆記・面接・小論文・論述・実技）					1											請求に係る公文書については、作成及び取得しておらず存在しないため	教育庁人事部選 考課
21	R6. 11. 28	R7. 1. 27	・ 各実技試験の課題																本件請求に係る情報のうち令和6年度東京都公立学校教員採用候補者選考（7 年度採用）の各実技試験の課題については、東京都公立学校教員採用ポータル サイトにおいて閲覧可能な情報であり、これらは東京都情報公開条例第18条 第2項「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しく は提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公 文書の開示をしないものとする。」に該当するため	教育庁人事部選 考課
22	R6. 9. 30	R7. 1. 27	名票	657		1					1	1							・ 生徒の氏名（フリガナ）、受験番号、性別（男子又は女子がクラスに1名か ら2名の場合）、選択教科（科目）、同窓会加入状況、生徒の状況、担任氏 名、その他書き込みメモ 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合 することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定 の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利 益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号に 該当） ・ 同窓会費用 同窓会の運営に係る情報であり、公にすることにより、同窓会の事業運営上の 地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該 当）	教育庁総務部総 務課

令和6年度 公文書開示（1月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
23	R6. 9. 30	R7. 1. 27	1 都内公立高等学校における令和元年～令和6年までの学校及びP T Aその他任意団体の個人情報取り扱いに関する同意書 2 都内公立高等学校において令和元年～令和6年現在までにP T Aおよびその他任意団体に在校生の個人情報をP T Aその他任意団体に提供した文書 上記の請求内容1について、該当の都立高等学校及び中等教育学校分 上記の請求内容2について、該当の都立高等学校分					1											請求に係る公文書は現に保有しておらず、存在しないため	教育庁総務部総務課
24	R6. 9. 30	R7. 1. 27	9期生住所一覧	3		1					1								【生徒の出席番号、氏名、郵便番号、都道府県、市郡区、町村名・番地、電話番号】 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）	都立南多摩中等教育学校
25	R6. 9. 30	R7. 1. 27	・74期卒業生住所録 ・75期卒業生住所録	7		1					1								【生徒の番号、年、組、出席番号、氏名、ふりがな、郵便番号、住所】 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）	都立雪谷高等学校
26	R6. 12. 5	R7. 1. 28	ご意見フォーム	235		1					1				1				【メールフォーム専用メールアドレス】 公にすることにより、業務に関係のないメールの受信・着信が生じるおそれがあるため。また、メールフォーム専用メールアドレスに直接意見等が寄せられてしまうと、通常業務で実施しない事務作業が発生し、都民等の意見等に係る確かつ迅速な相談対応が困難となり、広聴業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）。 【発信者のお名前、ご住所、お電話番号、eメールアドレス】 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第2号）。 【コメント】 「あなたの声をお寄せください」に寄せられた意見・要望・苦情等は開示が前提となると、都民からの率直な意見・要望・苦情・提言の収集が困難となり、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）。	教育庁総務部広報統計課
27	R6. 12. 5	R7. 1. 28	「あなたの声をお寄せください」に令和3年3月31にまでに寄せられたもの					1											「苦情・要望等」に関しては文書管理基準表で保存期間を3年と定めており、令和2年度以前の文書は保存年限経過に伴い処分しており、保存していないため。	教育庁総務部広報統計課

令和6年度 公文書開示（1月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
28	R6. 12. 19	R7. 1. 28	（資料1）R5・6卒入実施状況 （資料2）R5 卒調査結果 （資料3）R6 入調査結果 （別表1、2）令和6年度「対策本部」職名のみ 第76回卒入対開催通知	6	1															教育庁指導部管理課
29	R6. 12. 19	R7. 1. 28	（1）高校生いじめ防止協議会でいじめと自尊感情・自己肯定感について記録したもの （2）都立学校校長連絡会と区市指導室課長会の2024年1月以降本日までの次第と配布資料のうち、卒入式及び周年行事と、令和6年9月30日付6文科初第1293号に関連した働き方改革に関する資料一式 上記のうち、区市指導室課長会の次第及び都立学校校長連絡会と区市指導室課長会における卒入式及び周年行事に関する配布資料					1											（1）請求にかかる文書（議事録）は請求時点では確定しておらず、存在しないため。 （2）請求にかかる文書は作成及び取得しておらず、存在しないため。	教育庁指導部管理課
30	R6. 12. 19	R7. 1. 28	前渡金支払予定書	10	1															教育庁指導部管理課
31	R6. 12. 19	R7. 1. 28	2020年12月25日に出張等をした本庁人事部職員課及び勤労課職員（部長、担当部長、主任管理主事も含む）の出張命令簿 ※給料表の号給は対象外とする					1											当該請求のあった日付においては、在宅勤務以外の出張用務がなく、請求に係る公文書は存在しないため	教育庁人事部勤労課
32	R6. 12. 1	R7. 1. 29	6小松川高第226号「令和6年度体育祭に向けた練習について」	2	1															都立小松川高等学校
33	R6. 12. 1	R7. 1. 29	5小松川高第1321号「令和5年度 合唱祭 詳細について」	3		1									1				欠席連絡用のQRコード及びメールアドレスは、公にすることにより業務に関係のない連絡をされるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	都立小松川高等学校
34	R6. 12. 1	R7. 1. 29	5小松川高第1217号「江戸川区総合文化センター・合唱祭準備に関する下見実施について」	3	1															都立小松川高等学校
35	R6. 10. 17	R7. 1. 29	・令和6年度東京都公立学校教員採用候補者選考（7年度採用）の第二次選考合格者最終成績一覧 ・令和5年度東京都公立学校教員採用候補者選考（6年度採用）の第二次選考合格者最終成績一覧 ・平成30年度東京都公立学校教員採用候補者選考（31年度採用）の第二次選考合格者最終成績一覧 ・平成26年度東京都公立学校教員採用候補者選考（27年度採用）の第二次選考合格者最終成績一覧	195		1					1								【「教科コード」において、名簿登載者及び期限付名簿登載者が1名のみの場合の「最終最高学歴校」コード】 当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため	教育庁人事部選考課
36	R6. 11. 13	R7. 1. 29	・令和6年度東京都公立学校教員採用候補者選考（7年度採用）の第二次選考合格者最終成績一覧 ・令和5年度東京都公立学校教員採用候補者選考（6年度採用）の第二次選考合格者最終成績一覧 ・平成30年度東京都公立学校教員採用候補者選考（31年度採用）の第二次選考合格者最終成績一覧 ・平成26年度東京都公立学校教員採用候補者選考（27年度採用）の第二次選考合格者最終成績一覧	195		1					1								【「教科コード」において、名簿登載者及び期限付名簿登載者が1名のみの場合の「最終最高学歴校」コード】 当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため	教育庁人事部選考課

令和6年度 公文書開示（1月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
37	R6. 12. 19	R7. 1. 29	都立学校校長連絡会と区市指導室課長会の2024年1月以降本日までの次第と配布資料のうち、卒入式及び周年行事と、令和6年9月30日付6文科初第1293号に関連した働き方改革に関する資料一式 上記のうち、都立学校校長連絡会の次第					1											請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課
38	R6. 12. 19	R7. 1. 29	●●年●月●日に出張等をした本庁勤労課職員（部長、担当部長、主任管理主事も含む）の出張命令簿 ※給料表の号給は対象外とする					1											請求に係る公文書は存在しないため	教育庁人事部人 事計画課
39	R6. 12. 19	R7. 1. 29	旅費請求内訳書（●●年●月●日出張分）	25		1					1				1				・人事異動事務における「旅行先」欄及び「旅行経路」欄のうち旅行先の最寄駅に係る情報は、人事異動業務を行っている所在に係る情報であり、開示することにより、人事異動業務への介入など、人事管理事務に支障をきたす恐れがあるため開示しない ・また、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため開示しない （東京都情報公開条例第7条第6号） （東京都情報公開条例第7条第2号） ・職員の最寄駅は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため開示しない （東京都情報公開条例第7条第2号）	教育庁人事部職 員課
40	R6. 12. 3	R7. 1. 31	・本部マニュアル ・都職員マニュアル ・会場準備・実施について	76		1						1			1				・当該情報は、試験の運営に関する情報であって、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・当該情報は、事業者の試験運営上でのノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより業務に関係のない連絡が来るなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁グローバ ル人材育成部国 際教育企画課
41	R6. 12. 19	R7. 1. 31	・東京都教育委員会組織人事一覧（令和6年4月1日時点） ・東京都教育委員会組織人事一覧（令和6年7月1日時点） ・東京都教育委員会組織人事一覧（令和6年8月5日時点） ・東京都教育委員会組織人事一覧（令和6年10月20日時点）	44		1									1				東京都情報公開条例第7条第6号に該当 対象公文書内に記載の職員の内線番号、公用携帯電話番号、公表していない直通の電話番号及びFAX番号については、公にすることにより、業務と関連のない電話がくる等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁総務部総 務課
42	R6. 12. 19	R7. 1. 31	教育委員宛メール文書（件名：【御案内】教科書見本本の御返送につきまして）	2		1									1				【職員個人のメールアドレス及び業務用携帯電話の番号】 当該情報は、公にすることにより業務に関係のない連絡が来るなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	教育庁総務部教 育政策課